

平成30年第6回

遠軽町議会定例会会議録（第3号）

平成30年12月14日（金）午前10時00分開議

◎本日の会議に付議した事件

会議録署名議員の指名について

日程第25 意見案第1号 認知症施策の充実を求める意見書

日程第26 意見案第2号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書

日程第27 意見案第3号 難病医療費助成制度の改善を求める意見書

◎出席議員（15名）

議長	16番	前田篤秀君	15番	今村則康君
	2番	稲場仁子君	3番	佐藤登君
	4番	秋元直樹君	5番	一宮龍彦君
	6番	竹中裕志君	7番	渡部正騎君
	8番	山谷敬二君	9番	阿部君枝君
	10番	前島英樹君	11番	佐藤昇君
	12番	山本悟君	13番	黒坂貴行君
	14番	岩澤武征君		

◎欠席議員（1名）

1番 高橋義詔君

◎列席者

町長 佐々木修一君 教育長 河原英男君
代表監査委員 村瀬光明君

◎説明員

副町長 厂原收君 総務部長 加藤俊之君

《平成30年12月14日》

民 生 部 長	舟 木 淳 次 君	經 濟 部 長	澤 口 浩 幸 君
經 濟 部 技 監	内 野 清 一 君	總 務 課 長	鈴 木 浩 君
企 画 課 長	佐 藤 祐 治 君	財 政 課 長	大 堀 聰 君
会 計 管 理 者	伯 谷 和 昭 君	生田原総合支所長	門 脇 和 仁 君
丸瀬布総合支所長	会 津 靖 朗 君	白滝総合支所長	村 上 裕 和 君
教 育 部 長	大 貫 雅 英 君	總 務 課 長	堀 嶋 英 俊 君
監査委員事務局長	奥 山 隆 男 君	選挙管理委員会事務局長	奥 山 隆 男 君
農業委員会事務局長	河 本 伸 二 君		

◎議会議務局職員出席者

事 務 局 長	安 江 陽 一 郎 君	事 務 局 主 幹	岩 井 誠 志 君
事 務 局 係 長	小 玉 美 紀 子 君		

◎開議宣告

- 議長（前田篤秀君） ただいまの出席議員は15人であります。
高橋議員より、欠席の届け出があります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

- 議長（前田篤秀君） 本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、稲場議員、山本議員を指名します。

◎日程追加の議決

- 議長（前田篤秀君） お諮りします。
お手元に配付しました議事日程追加表のとおり、議案が提出されております。これを日程に追加し、議題にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。
したがって、議事日程追加表のとおり日程に追加し、議題とすることに決定しました。

◎日程第25 意見案第1号

- 議長（前田篤秀君） 日程第25 意見案第1号認知症施策の充実を求める意見書を議題とします。
提出者の説明を求めます。
阿部議員。

○9番（阿部君枝君） —登壇—

- 認知症施策の充実を求める意見書。
我が国は、世界に類を見ないスピードで高齢化が進んでおり、認知症の人は年々ふえ続けています。平成27年の推計で約525万人であったものが、平成37年には推計で700万人を突破すると見込まれています。
認知症は、今や誰でも発症する可能性があり、誰もが介護者となり得るため、認知症施策の充実は極めて重要です。
また、認知症施策の充実にあたっては、認知症と診断されても尊厳をもって生きることができる社会の実現を目指し、当事者の意思を大切にして、家族なども寄り添っていく姿勢で臨むことが重要であるとともに、「若年性認知症」など、これまで十分に取組まれてこなかった課題にも踏み込んでいく必要があります。さらに、認知症施策に関する課題は今や医療・介護だけでなく、地域づくりから生活支援、教育に至るまで多岐にわたって

います。

よって、政府におかれては、認知症施策のさらなる充実、加速化を目指し、基本法の制定も視野に入れた次の事項について取り組むことを強く求めます。

一つ、認知症診断直後は、相談できる人がいないといった人が多く存在し、診断直後の空白期間が生じている。この空白期間に本人が必要とする支援や情報につながるができるよう、認知症サポーターの活用やガイドブックを作成することによる支援体制の構築を図ること。

二つ、若年性認知症の支援については、若年性認知症支援コーディネーターの効果的・効率的な活動を推進するため、コーディネーターに対する研修など支援体制を整備するとともに、本人の状態に応じた就労継続や社会参加ができる環境の整備を進めること。

三つ、認知症の全国規模の疫学調査と疾患登録に基づくビッグデータの活用を通して、有効な予防法や行動・心理症状に対する適切な対応など、認知症施策の充実に取り組むこと。また、次世代認知症治療薬の開発・早期実用化や最先端の技術を活用した早期診断法の研究開発を進めるとともに、認知症の人の心身の特性に応じたりハビリや介護方法に関する研究を進めること。

四つ、国や自治体を初め、企業や地域が力を合わせ、認知症の人やその家族を支える社会を構築するため、認知症施策を総合的かつ計画的に推進する基本法を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年12月14日、北海道遠軽町議会。

意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣です。

議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（前田篤秀君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、意見案第1号認知症施策の充実を求める意見書を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

直ちに、意見書を国会及び関係行政庁に送付します。

◎日程第26 意見案第2号

○議長（前田篤秀君） 日程第26 意見案第2号道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意

《平成30年12月14日》

見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

稲場議員。

○2番（稲場仁子君） ー登壇ー

道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書について、一部読み上げて提案いたします。

道教委は、新たな高校教育に関する指針に基づき、毎年度、公立高等学校配置計画を決定、望ましい学校規模を40人学級で4から8学級として、高等学校の募集停止や再編・統合を行ってきました。これによって、平成19年度から道内の公立高校は統廃合により46校が閉校、公立高校のない市町村は50へと増加しました。

「配置計画」によって地元の高校を奪われた子どもたちは、遠距離通学や下宿生活等を余儀なくされ、精神的・身体的な負担は増大するとともに、保護者の経済的負担の増大も報告されています。

また、子どもの進学を機に地元を離れる保護者もあられ、過疎化が進み、結果的に地域の活力をそぐこととなっています。

道教委は、本年3月「これからの高校づくりに関する指針」を公表しましたが、依然として地域の要望や実態を踏まえたものとはなっておらず、今後も統廃合が進むことは明らかです。

広大な北海道の実情にそぐわない新指針を抜本的に見直し、中学卒業生数の減少期だからこそ学級定数の見直しを行うなど、地域に高校を存続させ、希望する全ての子どもに豊かな後期中等教育を保障していくべきです。

そのためには、地域の意見・要望を十分反映させ、地域の経済、産業、文化の活性化を展望した新たな高校配置計画、高校教育制度をつくり出していくことが必要です。

以上の趣旨に基づき、次の事項について要望いたします。

1、道教委が3月に策定した「これからの高校づくりに関する指針」は、これまでの指針による「序列化」「高校間格差」「地域間格差」などの問題点を改善させる事項を盛り込み、抜本的に見直すこと。

2、全ての道内公立高校の学級定員を30人以下学級に引き下げること。

3、遠距離通学費等補助制度の5年間の年限を撤廃すること。

4、地域連携特例校及び農業、水産、看護または福祉に関する学科を置く高校については、所在市町村を初めとした地域における具体的取り組みとその効果を勘案して「5月1日現在の第1学年の在籍者が2年連続して10人未満となった場合」も再編整備を行わないこと。

5、障がいのある・なしにかかわらず、希望する全ての子どもが地元の高校へ通うことのできる後期中等教育を保障するため、「地域合同総合高校」の設置など、豊かな高校教育を実現するため検討を進めること。

《平成30年12月14日》

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成30年12月14日、北海道遠軽町議会。

意見書の提出先は、北海道議会議長、北海道知事、北海道教育委員会教育長です。

議員各位の御賛同をよろしく願いして、私の説明を終わります。

以上です。

○議長（前田篤秀君） これより、提出者に対する質疑を行います。

前島議員。

○10番（前島英樹君） 一つ御質問させていただきます。

2番にあります、全ての道内公立高校の学級定員を30人以下に引き下げるということに書かれておりますが、私もPTAとして数回、配置計画の会議に出させていただきました。そこでもやはり保護者の代表の方から、30人学級にしてくれという要望を出されたのですが、道教委のほうは、北海道だけ30人にしたくてもできないのだと、これは国のほうで定められているという説明を受けました。この提出先は北海道となっておりますので、道のほうから国のほうに要請が上がるのかもしれませんが、多分、道に上げて、なかなか30人学級は難しいのだろうというふうに思います。

あともう1点、この要望書、北海道民としては賛成ですが、遠軽高校、5間口を有する高校の地域として、正直なところ、この要望書には、保護者と生徒の意思が反映されているのか私は疑問です。というのは、例えば、ある隣町の高校、8割が町外の高校に行く。もちろん定員割れですが、逆に隣町からの編入にて何とか2間口になっていると。そういう状況ですから、PTA会長をやる人も地元にいない。果たして本当に地域として必要とされているのかどうか。

そしてまた、ある隣の高校は、町なのですが、中高一貫教育をされております。実例を申し上げますと、例えば町の職員の子弟が隣の学校に行くという場合に、裏切り者と言われてしまうということをお聞きしました。これは、逆に子どもの選択の自由というものを奪っていると私は考えます。

そうした中で、先ほども言いましたように、遠軽高校、ここ4年ぐらい定員割れの状態で180人前後で、町からの下宿代の助成という積極的な御支援をいただくことにより、何とか5間口を存続している状況でございます。

道教委のほう、こちらにもありますように、望ましい学級規模を4学級以上という方針を打ち出しております。遠軽町議会としてこの意見書を出すこと、正直なところ、小規模な学校を残してほしいという、多分意見になるかと思えます。こうした意見を遠軽町として出したときに、小規模を残しますよ。ただし、遠軽町、望ましい学級規模は4学級以上ですから、遠軽高校は5間口あります。1学級、1間口削減してもいいですね。そうした、考え過ぎかもしれませんが、間違ったメッセージを道と道教委に発信してしまうことになるのではないかという危険性をはらんでいる。そこら辺をどのように委員会のほうで議論されたのか、お聞きしたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

《平成30年12月14日》

○議長（前田篤秀君） 稲場議員。

○2番（稲場仁子君） 今、御質問いただいたことに関しては、委員会としての議論はされてないというところが正直なところです。

ただ、まず最初の学級定員に関してですけれども、道の答えは、そういう答えだったと。ただ、過去において、これは志木市なのですけれども、国の規定にかかわらず、志木市として、当時は本当に40人以上の学級だったのですけれども、たしか35人だったと思うのですけれども、35人学級を市として独自に実施したという、そういう経過もございます。結果として、それを受けて、国としては定数を緩和したというようなこともあります。

それは、北海道の対応として、そういう答弁は返ってきているかもしれませんがけれども、やはり40人学級というのは、私の学生時代というのは40数人の時代でしたけれども、やはりきめ細かな教育ということを見ると、30人学級というのは求めていくべきでありますし、高校に関しては、道立高校となっておりますので、もちろん国の施策に対しても意見を上げていく必要はあるかもしれませんが、とりあえずは、管轄である道に上げるべきなのではないのかなということで、これに関しては、提出先には、国は入っていないということです。

それと次の、そういう小さい学校でも地域に残せということで、子どもたちの選択肢を逆に狭めるのではないかという御質問ですけれども、もちろんそういう側面も全くないとは言えないと思います。ただ、現在、遠軽に関して言えば、よその地域の学校に行けないということではなく、遠軽だけではないと思いますけれども、枠という数字には縛られるかもしれませんが、普通科でも、例えば北見に行っていらっしゃる方もいるというような中では、全く完全にそれをシャットアウトしろというものではありませんし、一部、よその地域に出ると周りから非難されるという部分に関しては、それは個々の方々の良心といたしましょうか、そういった問題になってきますので、ちょっとここでは、私としては、そこまで、それを考えてこの意見書を出さないということにはならないのではないかと考えているところです。

今ある5学級を4学級に減らせということを道教委から言ってくるのかどうかわかりませんが、それは、例えば学級の定数を、今の定数から引き下げるのですよね、数が減るのですから。人数を引き下げることによって学級数を維持できる。ひいては、教職員の不足などもあるかもしれませんが、そういった部分では、地域に対しての貢献という部分も引き続き行われていくという部分では、やはりこの意見書を今回出さないということにはならないのではないかと。遠軽町や近隣を考えても非常に、全く関係ない問題ではなくて、近い将来起こり得る問題だということで、委員会としては、意見書を取り上げましょうという結論になりました。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。

これより、意見案第2号道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

直ちに、意見書を関係行政庁に送付します。

◎日程第27 意見案第3号

○議長（前田篤秀君） 日程第27 意見案第3号難病医療費助成制度の改善を求める意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

渡部議員。

○7番（渡部正騎君） ー登壇ー

難病医療費助成制度の改善を求める意見書。

平成26年5月「難病の患者に対する医療等に関する法律」が成立、平成27年1月から新たな難病医療費助成制度が施行されました。これによって難病医療費助成制度の対象となる疾病が大幅に拡大され、レセプト単位だった自己負担上限月額が患者単位になるなどの改善がされましたが、一方で自己負担の引き上げや認定基準の強化なども行われました。

厚生労働省は、対象疾病の増加によって医療費制度を受ける患者数が平成23年度の78万人から、平成27年度には150万人に倍増すると試算していましたが、平成27年度末の患者数は94万人となっています。また、医療費助成の総事業費は1,820億円の試算に対し1,385億円となっています。この背景には、制度の改正により、難病対象であっても申請を行わないことや認定基準が厳しくなったことなどがあります。

同法第1条には「難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び難病の患者の療養生活の質の維持向上を図り、もって国民保健の向上を図ることを目的とする」と定めています。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望します。

1、次の事項について、平成26年12月以前の取り扱いに戻すこと。

(1)市町村住民税非課税者や重症患者の自己負担をなくすこと。

(2)調剤薬局の薬代や訪問看護費の自己負担をなくすこと。

(3)入院時食費を給付から外すことをやめ、自己負担限度額に含めること。

(4)早期からの治療が重要であり、指定難病の医療費助成について、重症分類による選別(いわゆる「軽度者」の対象外)をやめ、軽度者を含めた全ての指定難病患者を医療費助

成の対象とすること。

2、自己負担上限月額を患者単位とし、限度額を平成26年12月までの基準に引き下げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年12月14日、北海道遠軽町議会。

意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、総務大臣です。

議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます、説明を終わります。

以上です。

○議長（前田篤秀君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、意見案第3号難病医療費助成制度の改善を求める意見書を採決いたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

直ちに、意見書を国会及び関係行政庁に送付します。

◎閉会宣告

○議長（前田篤秀君） 以上をもって、本定例会の会議に付された事件は全部終了しました。

会議を閉じます。

以上で、平成30年第6回遠軽町議会定例会を閉会します。

午前10時22分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 前 田 篤 秀

署 名 議 員 榎 場 仁 子

署 名 議 員 山 本 悟